

高松市監査委員告示第28号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年12月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)


(令和3年12月1日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.12.1

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等	措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	意見 【重点】	行財政改革計画の進行管理について（コミュニティセンター等講座事業の見直し）	P7	教育局 生涯学習課（生涯学習センター）	R3.10.28
2	R元	R2.2.28	第4号	指摘 【重点】	業務委託契約について	P34	教育局 学校教育課	R3.10.15
3	R2	R3.2.26	第3号	指摘	地域ふれあいセンターの使用に係る手続について	P18	市民政策局 香川総合センター（塩江支所）	R3.10.19

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(3) 契約事務の適正性について

地方自治法第234条において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされており、市においても、高松市契約規則等により、各種契約事務について、細かく規定されている。

物品の購入、業務の委託、工事の請負など様々な契約行為がある中で、契約の種類、金額、内容等により、事業者の選定方法も様々であるが、契約方法によっては、契約相手の固定化や偏重が生じ、不適正な価格での契約締結に至る恐れがあることから、平成31年度の定期監査においては、特に随意契約における契約事務について、公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約について技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した上で適正に行われているかに主眼を置き、監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（コミュニティセンター等講座事業の見直し）		
意見の内容	平成28年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされた。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月28日
所管課等	教育局 生涯学習課（生涯学習センター）
措置結果	<p>本件意見については、平成27年度から開始した、小・中学生対象の主要5教科を軸とする、学校では学べない「まなび」や、「学ぶ」楽しさを知ってもらうための講座である「まなびの場づくり事業」について、各コミュニティセンターに対して、研修会等で説明することで、積極的に実施を促した。</p> <p>なお、令和元年度は38か所、2年度は31か所のコミュニティセンターで講座を実施し、3年度においては、10月定例研修会で、「まなびの場づくり事業」実施における課題解決や開催方法等について情報共有し、本事業について意識啓発を行うなど、新たな取組を実施することで事業の見直しを図った。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	業務委託契約について		
指摘の内容	見積徴取を実施するに当たり、委託業者決定要領及び見積書の金額の記載について、業者が分かりやすいよう明記するなど見直しを行い、契約事務に当たっては、適正に執行されたい。		
公表文該当 ページ	P34		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月15日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	本件指摘事項については、令和3年3月25日付けで見積業者に通知した、外国語指導助手派遣業務委託の見積徴取通知書の委託業者決定要領において、見積金額は消費税及び地方消費税を含んだ額を記載するよう見直しを行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	指 摘		
指摘の項目	地域ふれあいセンターの使用に係る手続について		
指摘の内容	使用料の減免及び使用許可について、条例及び同条例施行規則の規定に基づく事務処理手続に改めるとともに、適正なチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P18		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年10月19日
所管課等	市民政策局 香川総合センター（塩江支所）
措置結果	本件指摘事項については、令和3年度から、西山ふれあいセンターの使用許可に係る決裁において、使用料を減免する根拠を明示することとした。 また、3年4月に、塩江支所職員全員へ回覧により、その旨の周知徹底を図り、以降、適正な事務処理を行っている。